

平成16年11月17日

報道機関 各位

情報化推進部情報企画課長
河野 登

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、別紙のとおり懲戒処分が行われましたので、お知らせいたします。

【お問い合わせ先】

広島大学情報化推進部情報企画課長
河野 登
TEL:082-424-6013

[発信枚数;A4版 2枚(本票含む)]

○[懲戒処分の詳細](#)

平成16年11月17日

報道機関 各位

広島大学長
牟田 泰三

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分が行われましたので、お知らせいたします。

このような事件を起こしたことについては、誠に遺憾であり、被害者の方及び社会に対して御迷惑をかけたこととお詫びいたします。今後、二度とこのようなことがないよう、再発防止に努める所存です。

記

1 処分年月日： 平成16年11月17日

2 処分内容

(1)被処分者： 助手(54歳・男性)

(2)処分の内容： 懲戒解雇

(3)処分根拠規 広島大学職員就業規則第44条第4号、第5号及び
定： 第8号

(4)処分対象事案等の概要：

被処分者(以下「同人」という。)は、平成16年4月25日の夜、女性用下着を窃取する目的で、東広島市内の民家のカーポート内において、物干しの洗濯物を物色したが、目的物を発見できず、その目的を遂げなかった。

このことにより、同年5月14日に窃盗未遂の罪(刑法第243条、第235条)で起訴され、同年7月9日に広島地方裁判所により「懲役1年(執行猶予3年)」の有罪判決が言い渡され、これが既に確定している。

同人が、他人の居宅敷地内に侵入し、女性用下着を窃取しようとしたこと、さらには過去において少なくとも4度にわたり女性用下着の窃取を繰り返していたことは、教育に携わる者として社会的に強く非難されるべき行為であり、本学の名誉を信用を著しく失墜させ、ひいては職員全体の名誉を傷つけたものである。

以上